

令和 3 年 度

高松市健全化判断比率審査意見書

高松市資金不足比率審査意見書



高松市監査委員

高 監 委 第 8 6 号

令 和 4 年 8 月 1 7 日

高 松 市 長 大 西 秀 人 殿

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、木田一彦監査委員は、実質公債費比率及び将来負担比率の審査について、除斥されています。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期間

令和4年7月20日から同年8月12日まで

3 審査の方法

市長から提出された令和3年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されているかどうかを主眼として、計数の確認を行ったほか、必要に応じ関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第2 審査の結果及び審査意見

審査に付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、それぞれの比率は、いずれも早期健全化基準を下回っていると認められた。

今後においても、健全化判断比率が早期健全化基準の数値以上となることのないよう、適切な財政運営に取り組まれない。

4 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和3年度は、68.0%で、前年度に比べ6.5ポイント低下（改善）している。

年度 比率名	3年度	2年度	増減	早期健全化基準
将来負担比率	68.0%	74.5%	△6.5ポイント	350.0%

<算定式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 食肉センター事業特別会計
- (2) 卸売市場事業特別会計
- (3) 下水道事業会計
- (4) 病院事業会計

2 審査の期間

令和4年7月20日から同年8月12日まで

3 審査の方法

市長から提出された令和3年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されているかどうかを主眼として、計数の確認を行ったほか、必要に応じ関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第2 審査の結果及び審査意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、それぞれの比率は、いずれも経営健全化基準を下回っていると認められた。

今後においても、資金不足比率が経営健全化基準の数値以上となることのないよう、適切な経営に取り組まれない。

公営企業の資金不足比率の状況

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定する資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

前年度同様、全ての公営企業会計で資金の不足額がないため、資金不足比率は「－」で表示している。

会 計 名		3 年 度	2 年 度	増 減	経 営 健 全 化 基 準
法 非 適 用 企 業	食肉センター事業特別会計	－	－	－	20.0%
	卸売市場事業特別会計	－	－	－	
法 適 用 企 業	下水道事業会計	－	－	－	
	病院事業会計	－	－	－	

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$